

社会福祉士及び介護福祉士法等の 一部を改正する法律案について

平成 1 9 年 3 月
厚生労働省社会・援護局

目次

I	見直しの背景・ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II	定義規定の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・	3
III	義務規定の見直し ①介護福祉士・・・・・・・・	4
III	義務規定の見直し ②社会福祉士・・・・・・・・	5
IV	資格取得方法の見直し ①介護福祉士・・・・・・・・	6
IV	資格取得方法の見直し ②社会福祉士・・・・・・・・	10
V	社会福祉士の任用・活用の促進・・・・・・・・	12
VI	社会保障審議会福祉部会意見書(平成18年12月) における主な指摘への対応状況・・・・・・・・	13
	[参考]介護福祉士・社会福祉士制度の現状・・・・・・・・	15

I 見直しの背景・ポイント

見直しの背景

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められている。

介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応が求められている。

利用者がサービスを選択できる制度を導入したことに伴い、サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大してきている。

改正案のポイント

- 1 介護福祉士の「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めるなど、**定義規定を見直す**。
- 2 個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者等との連携について新たに規定するなど、**義務規定を見直す**。
- 3 資質の向上を図るため、**すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、介護福祉士の資格取得方法を一元化する**。
福祉現場における**高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直し**を行う。
- 4 **社会福祉士の任用・活用の促進**を図る。

Ⅱ 定義規定の見直し

介護福祉士の定義規定の見直し

介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改める。(公布日施行)

改正案	現 行
専門的知識・技術をもって、 <u>心身の状況に応じた介護等</u> を行うことを業とする者	専門的知識・技術をもって、 <u>入浴、排せつ、食事その他の介護等</u> を行うことを業とする者

社会福祉士の定義規定の見直し

社会福祉士の行う「相談援助」の例示として、他のサービス関係者との連絡・調整を行って、橋渡しを行うことを明確化する。(公布日施行)

改正案	現 行
専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は <u>医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと</u> (「相談援助」)を業とする者	専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(「相談援助」)を業とする者

Ⅲ 義務規定の見直し ①介護福祉士

「個人の尊厳の保持」、「自立支援」、「認知症等の心身の状況に応じた介護」、「他のサービス関係者との連携」、「資格取得後の自己研さん」等について、新たに規定する。(公布日施行)

改正案	現 行
◆<u>誠実義務</u> 「その担当する者が<u>個人の尊厳を保持</u>し、その有する能力及び適性に応じ<u>自立した日常生活を営むことができるよう</u>、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。」 ◆信用失墜行為の禁止 ◆秘密保持義務 ◆連携 「その担当する者に、<u>認知症であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう</u>、<u>福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携を保たなければならない。</u>」 ◆<u>資質向上の責務</u> 「介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、介護等に関する<u>知識及び技能の向上</u>に努めなければならない。」 ◆名称の使用制限	◆信用失墜行為の禁止 ◆秘密保持義務 ◆連携 「<u>医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。</u>」 ◆名称の使用制限

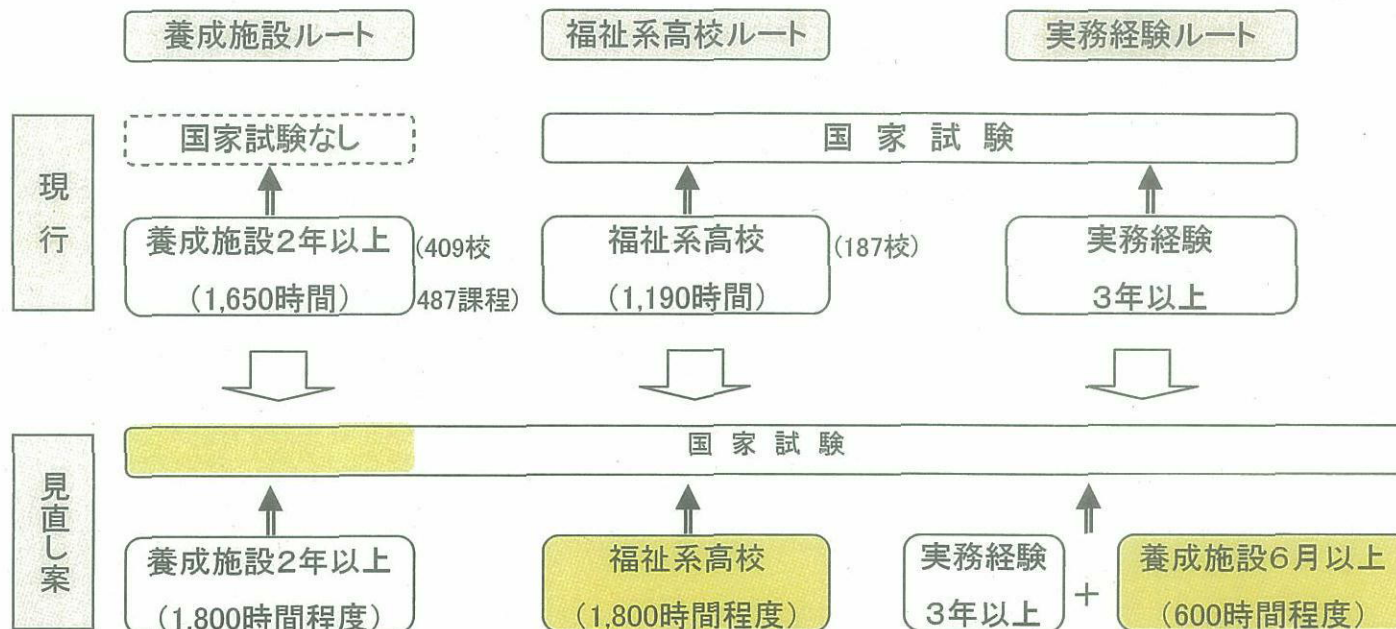
Ⅲ 義務規定の見直し ②社会福祉士

「個人の尊厳の保持」、「自立支援」、「地域に即した創意と工夫」、「他のサービス関係者との連携」、「資格取得後の自己研さん」等について、新たに規定する。
(公布日施行)

改正案	現 行
◆<u>誠実義務</u> 「その担当する者が<u>個人の尊厳を保持</u>し、その有する能力及び適性に 応じ<u>自立した日常生活を営むことができるよう</u>、常にその者の立場に 立って、誠実にその業務を行わなければならない。」 ◆信用失墜行為の禁止 ◆秘密保持義務 ◆連携 「その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療 サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、 <u>地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービスを提供する者 又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者 との連携を保たなければならない。</u>」 ◆<u>資質向上の責務</u> 「社会福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応 するため、相談援助に関する<u>知識及び技能の向上</u>に努めなければ ならない。」 ◆名称の使用制限	◆信用失墜行為の禁止 ◆秘密保持義務 ◆連携 「<u>医師その他の医療 関係者との連携を保た なければならない。</u>」 ◆名称の使用制限

IV 資格取得方法の見直し ①介護福祉士

資質の向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法を一元化する。



【参考】現行の資格取得者数等の状況

	平成18年度資格取得者	これまでの資格取得者数の累計
養成施設ルート	約2.0万人 (約25%)	約34.2万人 (約63%)
福祉系高校ルート	約0.5万人 (約5%)	
実務経験ルート	約5.6万人 (約70%)	
合計	約8.0万人	約54.8万人

* 平成18年の国家試験の状況
 受験者数 約13.0万人
 合格者数 約6.1万人
 (合格率約47%)

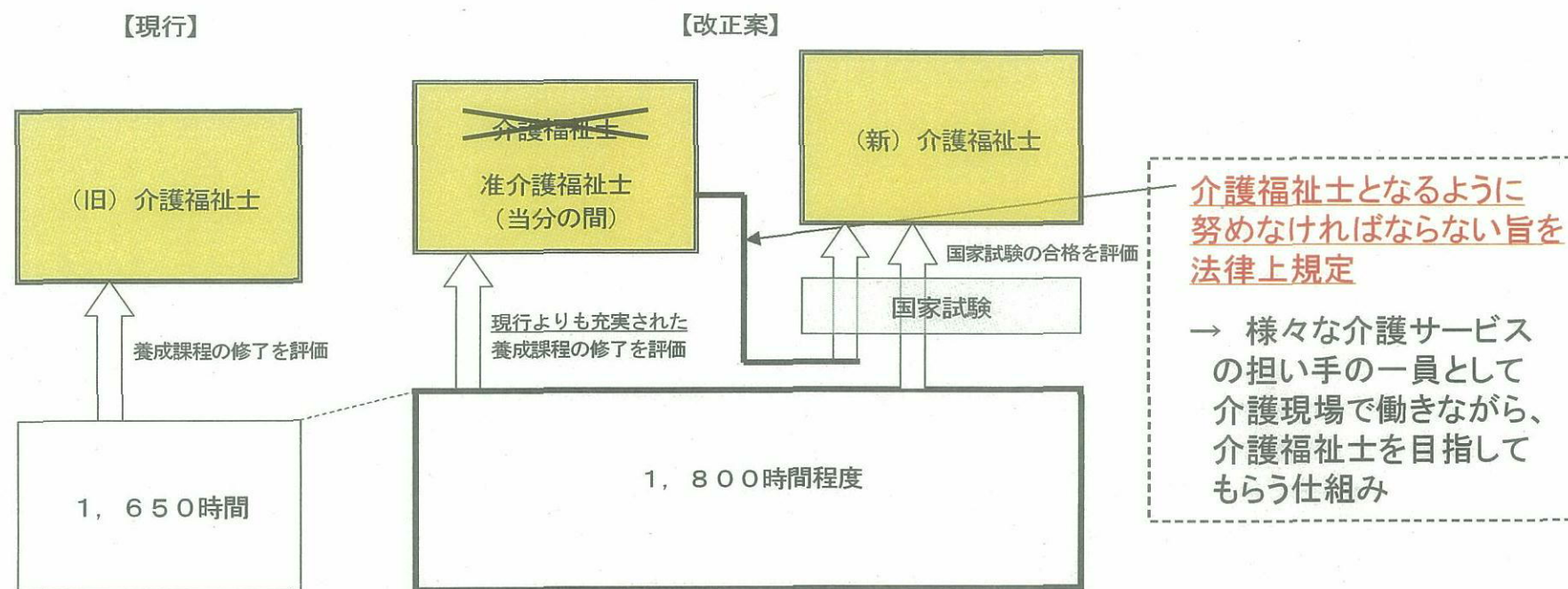
A 養成施設ルートの見直し

資格を取得するためには、新たに国家試験を受験する仕組みとする。
(平成24年4月1日施行 → 平成25年1月試験から実施)

経過措置

養成施設の卒業者は、当分の間、准介護福祉士の名称を用いることができる。

- 養成施設の卒業者は、改正前の制度の下では介護福祉士の資格を取得できた者であったことを踏まえた経過的配慮
- 養成施設の卒業者は国家試験を経ることなく介護福祉士の資格を取得することができる
現行制度を前提として、フィリピンとの間の経済連携協定の中でその受入が盛り込まれていることとの整合の確保



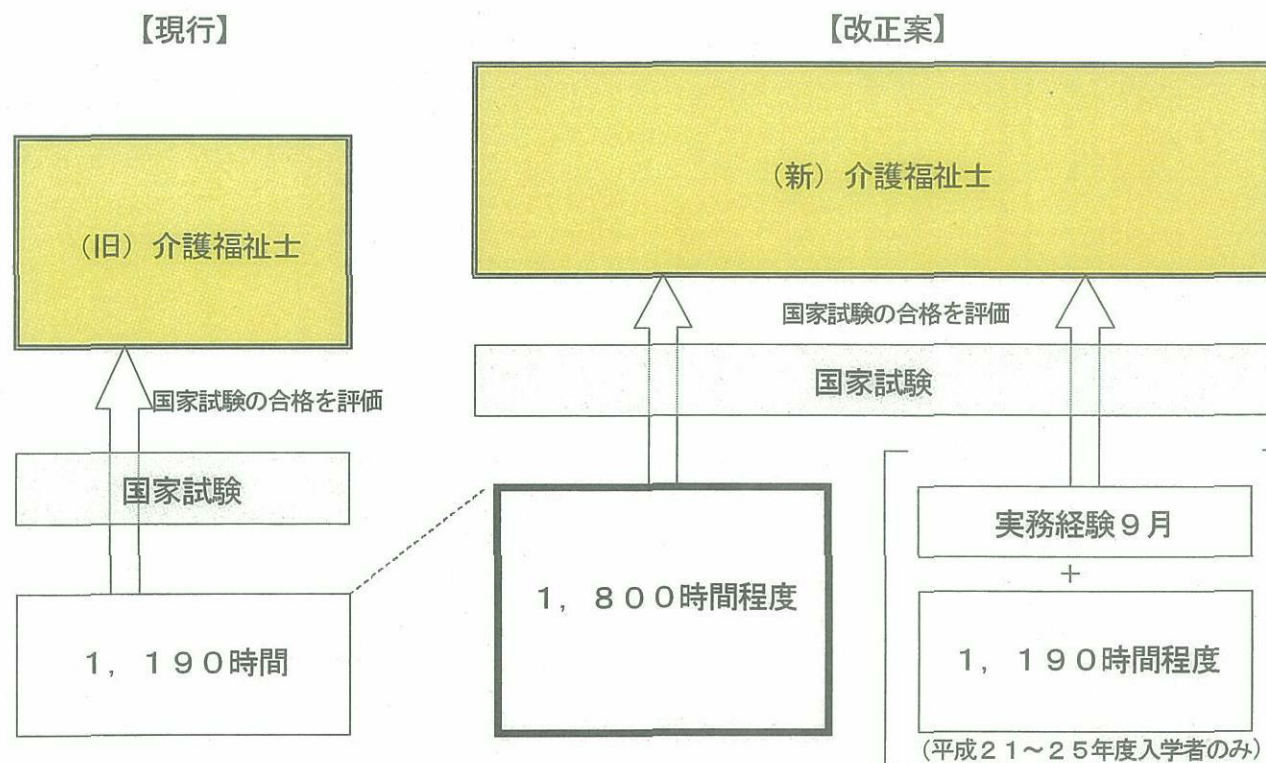
B 福祉系高校ルートの見直し

教科目・時間数だけでなく新たに教員要件、教科目の内容等にも基準を課すとともに、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする。

(新しい教育カリキュラムの実施に併せ、平成21年4月1日施行)

経過措置

教育内容の充実が困難な福祉系高校については、平成21年度から平成25年度までの入学者に限り、現行の1,190時間程度の課程を卒業した後に9月以上の実務経験を経た場合に、国家試験の受験資格を付与する。



C 実務経験ルートの見直し

3年以上の実務経験に加え、**新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験**する仕組みとする。

(平成24年4月1日施行 → 平成25年1月試験から実施)

* 通信課程等を認め、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮する。

D 見直しの実施スケジュール

新しい教育カリキュラム実施(省令)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
養成施設ルート	1,650時間	1,800時間程度	1,800時間程度	1,800時間程度	国家試験	資格取得のためには新たに国家試験を受験
* 現行カリキュラムで最長の4年制大学に入学した者の期待権への配慮	1,650時間	1,800時間程度			国家試験	
福祉系高校ルート	1,190時間	1,800時間程度	国家試験	国家試験	+実務9月 国家試験	
		1,190時間程度	(平成21年度から平成25年度入学者までの時限措置)			
実務経験ルート	実務3年	実務3年 +600時間程度		国家試験	国家試験	

福祉系高校の教育内容に新たに基準を課し、文部科学大臣・厚生労働大臣が指導監督

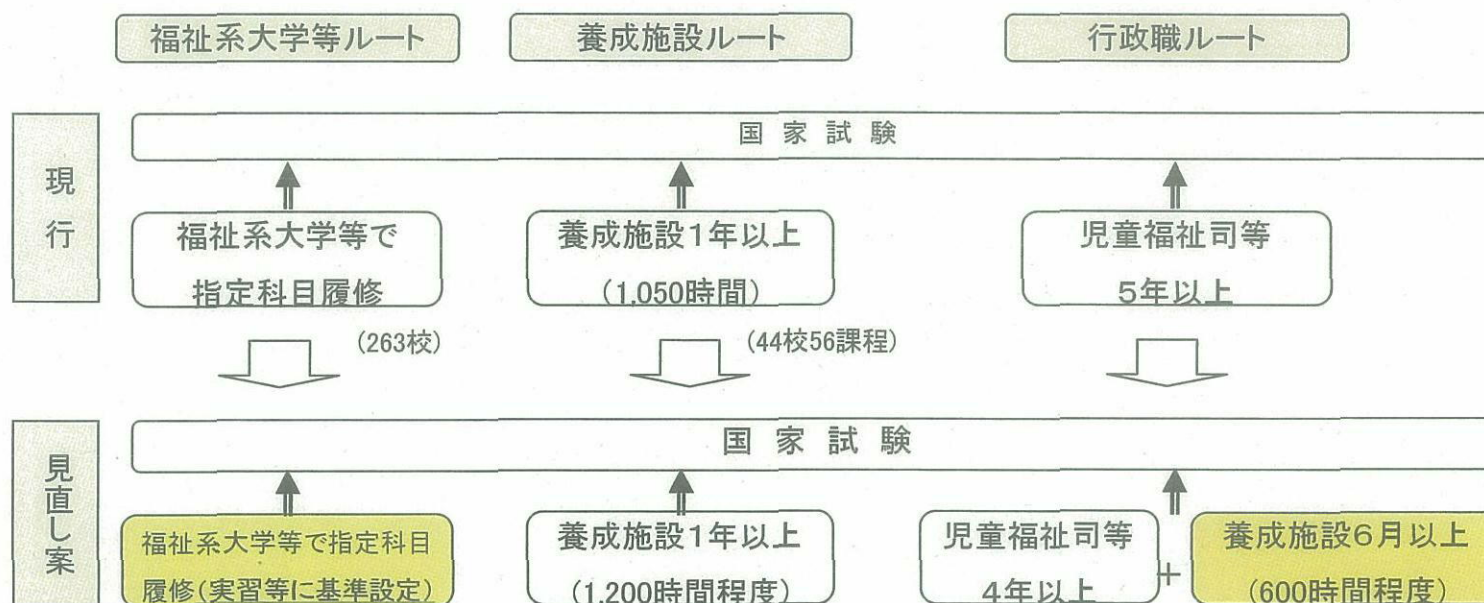


現行の教育カリキュラム
新しい教育カリキュラム

新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験

IV 資格取得方法の見直し ②社会福祉士

福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直しを行う。



【参考】現行の資格取得者数等の状況

	平成18年度資格取得者
福祉系大学等ルート	約0.8万人 (約65%)
一般養成施設ルート	約0.4万人 (約35%)
行政職ルート	43人 (約0%)
合計	約1.2万人

* 平成18年の国家試験の状況
 受験者数 約4.4万人
 合格者数 約1.2万人
 (合格率約28%)

A 福祉系大学等ルートの見直し

実習等の教育内容、時間数等について、文部科学大臣・厚生労働大臣が基準を設定する。（新しい教育カリキュラムの実施に併せ、平成21年4月1日施行）

B 行政職ルートの見直し

4年以上の行政職経験に加え、新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

（新しい教育カリキュラムの実施に併せ、平成21年4月1日施行）

経過措置

公布日から5年間の間に5年以上の行政職経験をもった者は、公布後5年目の年度の国家試験までは、新たな養成課程を経ることなく国家試験を受験することができる。

V 社会福祉士の任用・活用の促進

A 社会福祉主事から社会福祉士へのステップアップ

社会福祉主事養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し6月以上の養成課程を経たものに、新たに社会福祉士国家試験の受験資格を付与する。
(新しい教育カリキュラムの実施に併せ、平成21年4月1日施行)

注 社会福祉主事

都道府県等の福祉事務所において、生活保護等に関する業務に従事する職員

B 身体障害者福祉司等の任用資格の見直し

身体障害者福祉司、**知的障害者福祉司**等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける。
(公布日施行)

* 児童福祉司については、既に社会福祉士が任用資格として位置付けられている。

注1 児童福祉司

都道府県等の児童相談所において、児童の福祉に関する相談に応じ、専門的指導等を行う職員

注2 身体障害者福祉司

都道府県の身体障害者更生相談所等において、身体障害者に関する専門的指導等を行う職員

注3 知的障害者福祉司

都道府県の知的障害者更生相談所等において、知的障害者に関する専門的指導等を行う職員

VI 社会保障審議会福祉部会意見書 (平成18年12月)における主な指摘への対応状況

介護福祉士制度の見直し

役割、責務等の見直し	⇒	改正法案で定義規定・義務規定を見直し
資格取得方法の見直し	⇒	改正法案でそれぞれの資格取得ルートを見直し * 具体的な施行期日や福祉系高校ルートの経過措置の適用期間については、意見書の趣旨を踏まえ、法案作成段階で決定。併せて、法案作成段階で、准介護福祉士の仕組みを創設。
教育カリキュラム等の見直し	⇒	専門家・実践者による作業チームにおいて、 現在、検討中
国家試験の在り方を見直し	⇒	
介護技術講習の見直し	⇒	
専門介護福祉士(仮称)の検討	⇒	有識者・関係団体による検討の場を早急に 立ち上げて検討予定
介護職員基礎研修の取扱い	⇒	介護福祉士の教育カリキュラムの見直しの結果を受け、 介護職員基礎研修の在り方について検討を行い、その 結果を踏まえて検討予定

社会福祉士制度の見直し

役割、責務等の見直し	⇒	改正法案で定義規定・義務規定を見直し
資格取得方法の見直し	⇒	改正法案でそれぞれの資格取得ルートを見直し * 具体的な施行期日や経過措置については、意見書の趣旨を踏まえ、法案作成段階で決定。
教育カリキュラム等の見直し	⇒	専門家・実践者による作業チームにおいて、 本年3月より検討中
国家試験の在り方を見直し	⇒	
任用・活用の在り方	⇒	改正法案で身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格を見直し

介護の担い手の人材確保等

人材確保指針の見直し	⇒	社会保障審議会福祉部会において検討
介護保険制度等における 介護福祉士の取扱い	⇒	改正法案による介護福祉士制度・社会福祉士制度 の見直しを踏まえ、今後検討予定
施設長、生活指導員等の 任用要件の在り方	⇒	

[参考]介護福祉士・社会福祉士制度の現状

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年制定、昭和63年度施行)により創設された名称独占の国家資格

介護福祉士制度の現状

介護福祉士は、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在。

[就労する介護職員のうち介護福祉士の割合]

・介護保険の施設サービス:約4割 ・介護保険の在宅サービス:約2割

[これまでの資格取得者数の累計] 約54.8万人

社会福祉士制度の現状

社会福祉士は、福祉に関する相談援助を行うこと等を業とする者。

[社会福祉士の就労先]

社会福祉施設等、社会福祉協議会等、医療機関、行政機関 等

→ しかし、社会福祉士の任用・活用の状況は低調

[これまでの資格取得者数の累計] 約8.3万人

[参考]参・厚労委における介護保険法等の一部改正法案に対する附帯決議(平成17年6月)

「介護需要が増大する中で、介護労働の魅力を高め、優秀な人材を介護の職場に確保していくため、介護労働者の雇用管理や労働条件の改善、研修体系や資格の在り方の見直しに取り組むこと」